

財務省告示第七十六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成十九年二月十三日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成十九年三月九日

財務大臣 尾身 幸次

一	名称及び記号
（第十回）	利付国庫債券（物価連動・十年）

  

二	発行の根拠の法律及びその条項
第十四号）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成十八年度における財政運営のため の公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号） 第二条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律 第一百一号）第十一条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明 治三十九年法律第六号）第五条第一項及び第五条ノ二 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。

  

三	振替法の適用等
利回り競争入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利 回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定 をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別	

  

四	発行方法



十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一							
利	発	発	振	最	イ	口	口	争	争	争	争							
率	行	行	替	低	払	国	国	入	入	入	入							
	価	価	単	額	込	債	債	札	札	札	札							
	格	格	位	面	金	市	市	発	発	発	発							
	日	日		金		場	場	競	競	競	競							
年	十	平	す	の	振	十	二	四	十	付	ノ	国	十	に	規	百	は	づ
一	四	成	る	記	替	万	十	千	億	三	二	債	六	つ	定	七	、	き
・	銭	十	。の	載	法	円	二	九	億	百	億	の	億	い	に	十	額	発
一	額	九	。数	又	の		億	百	十	五	に	規	九	基	万	、	面	行
パ	百	年	倍	は	規		六	十	五	億	つ	定	千	づ	円	、	金	した
ー	円	二	の	記	定		千	五	億	三	い	に	八	き	、	額	で	利
セ	に	月	金	録	に		百	三	百	三	て	基	百	、	額	同	二	付
ン	つ	十	額	は	よ		八	十	三	十	、	金	十	額	法	第	千	国
ト	き	三	に	、	る		十	三	二	万	額	、	万	面	五	条	七	債
	九	日	よ	最	振		二	十	二	万	面	づ	円	金	た	利	億	に
	十		る	低	替		万	万	万		金	き	で	額	付	付	二	つ
	八		も	額	口						額	発	九	た	国	ノ	千	い
	円		の	の	座						で	行	百	た	五	の	五	て
	三		と	金	簿						二	し	五	利	条			

十三

十四

発行日の

想定元金

額

想定元金

方の計算

方法

十五

の経過  
払込利子

監印監の監 x 0.998

各子支払期及び償還期限は、償還期限にお  
 ける想定元金額は、償還期限の属する月の三  
 期及び償還期限の属する月の三  
 月前の消費者物価指数（総務省  
 が小売物の価格統計（指定統計第三  
 十五号）作成するための調査の結果に  
 基づき作成する全国消費者物価  
 指数のうち生鮮食品を除く総合  
 指数をいう。以下同じ。）を百  
 四で除して得た数（小数点以下  
 第三位未満の端数があるとき  
 は、これを四捨五入したものとす  
 る。額面金額を乗じて得た額とす  
 る。標準改定が行われ、改定後の基  
 準に基づく消費物価指数が公  
 表された場合、は、財務大臣が  
 定められた日以降の各利子支払期及  
 び償還期限における想定元金額  
 は、償還期限の属する月の三  
 り算出される数が（小数点以下第  
 三位未満の端数があるとき）に額  
 これを四捨五入したものとす  
 面金額を乗じて得た額とする。  
 募入金決定の通知を受けた者は、  
 払込金額に追加の額を第二号によ  
 り算出した金額を、  
 規定する期日に払い込むものとす  
 る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.998 \times \frac{1.1}{100}}{365}$$

十六 初期利子

平成十九年六月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十八号において規定する期日について同じ。）。

第十四号の規定により算出された

$$\text{支払期における想定元金額} \times \frac{1.1}{100}$$

十七

第二期以後の利子

毎年六月十日及び十二月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{第十四号の規定における想定元金額}}{1.1} \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十八 償還期限

償還金額

平成二十八年十二月十日第十四号の規定により算出された償還期限における想定元金額

二十 元利金支

払場所支

日本銀行

二十一 入札参加

者

財務大臣から通知を受けた者

二十二 払込期日

平成十九年二月十三日